4　半島振興基本方針の新設

(一)　主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、半島振興基本方針を定めることとした。（第二条の二第一項関係）

(二)　半島振興基本方針に、意義及び方向に関する事項、条件不利の是正に関する事項、地域資源の活用に関する事項、交流の促進及び人材の育成等に関する事項並びに半島防災のための施策に関する事項等を定めることとした。（第二条の二第二項関係）

(三)　主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第二条の二第三項関係）

(四)　主務大臣は、半島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第二条の二第四項関係）

5　半島振興計画に関する規定の改正

(一)　半島振興計画の作成について努力義務化すること等とした。（第三条関係）

(二)　半島振興計画に、基本的方針等、移住等の促進等に関する事項及び半島振興計画の達成状況の評価に関する事項を追加し、条件不利の是正に関する事項、地域資源の活用に関する事項及び半島防災のための施策に関する事項の記述を拡充することとした。（第四条第一項関係）

(三)　半島振興計画は、国土強靱化基本計画及び水循環基本計画とも調和したものでなければならないこととした。（第四条第二項関係）

6　配慮規定の充実

国及び地方公共団体の配慮規定を拡充し、交通の確保、デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化、医療の確保、障害福祉サービス等の確保、児童の福祉の増進、教育の充実、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移住等の促進、半島防災の推進及び実効性の確保、感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保並びに小規模な集落における生活環境の維持等について適切な配慮をするものとした。（第一二条の二～第一五条の六関係）

7　協議会の設置

半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県等は、広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第一五条の七関係）

8　主務大臣の追加

半島振興基本方針及び半島振興計画に係る主務大臣に、内閣総理大臣を追加することとした。（第一九条第二項関係）

9　期限の延長

半島振興法の有効期限を令和一七年三月三一日まで一〇年間延長することとした。（附則第二項関係）

10　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇山村振興法の一部を改正する法律（法律第一一号）（農林水産省）

1　総則的事項

(一)　目的規定の改正

山村の役割として、農林水産物の供給、生物多様性の確保及び地球温暖化の防止を明記するとともに、この法律の目的として、山村の自立的かつ持続的な発展を促進すること及び地域の特性を生かした産業の成長発展等により経済力の培養を図ることを明記し、山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進を図ることを明確にすることとした。（第一条関係）

(二)　基本理念の改正

(1)　山村の振興は、山村における農林水産業の生産活動及び地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図ることを旨として行われなければならないことを追加することとした。（第二条の二第一項関係）

(2)　山村の振興は、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、また、山村の移住、定住、特定居住及び地域間交流の促進を図ることを旨として行われなければならないことを追加することとした。（第二条の二第二項関係）

(三)　山村振興の目標の改正

(1)　交通の確保に関する目標に住民の日常的な交通手段の確保を追加するとともに、通信の確保に関する目標にデジタル社会の形成の促進を追加することとした。（第三条第一号及び第一号の二関係）

(2)　産業の振興に関する目標に、農林水産業の生産性の向上、農林業生産の基盤の整備等を追加することとした。（第三条第三号関係）

(3)　災害の防除に関する目標に、防災体制の強化を追加することとした。（第三条第四号関係）

(4)　住民の福祉の向上に関する目標に障害福祉サービスの確保等を追加するとともに、この目標を住民の生活の安定と福祉の向上に関する目標に改めることとした。（第三条第五号関係）

(5)　新たな目標として、山村への移住等の促進等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成することを追加することとした。（第三条第六号関係）

(四)　国及び地方公共団体の責務に係る改正

国の責務として、基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に策定し、及び実施することを新設し、並びに税制上の措置を講ずるよう配慮することを追加するとともに、都道府県の責務として、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する援助を行うように努めなければならないことを追加することとした。（第四条及び第五条関係）

2　山村振興基本方針及び山村振興計画

(一)　山村振興基本方針の改正

山村振興の目標の改正に合わせ、山村振興基本方針に定めるべき事項を追加するとともに、山村振興基本方針が調和すべき計画として、防災基本計画等を追加することとした。（第七条の二第二項及び第三項関係）

(二)　山村振興計画に定めるべき事項の改正

山村振興の目標の改正に合わせ、山村振興計画に定めるべき事項を追加することとした。（第八条第二項関係）

3　配慮規定の充実

(一)　交通通信関係

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等に関する配慮規定を新設するとともに、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に関する配慮規定を改正することとした。（第一七条の二及び第一八条関係）

(二)　産業振興関係

農林水産業その他の産業の振興、森林の整備及び保全の推進等並びに就業の促進に関する配慮規定を新設することとした。（第一八条の二、第一八条の三及び第一八条の五関係）

(三)　災害防除等関係

防災に関する施策の推進及び感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等に関する配慮規定を新設することとした。（第一八条の六及び第一八条の七関係）

(四)　住民の生活の安定と福祉の向上関係

(1)　厚生関係に関する配慮規定の改正

医療の確保及び介護給付等対象サービス等の確保等に関する配慮規定を改正するとともに、児童福祉施設の整備等及び保健医療サービス等に係る住民負担の軽減に関する配慮規定を新設することとした。（第一九条～第二〇条の二関係）

(2)　その他

地域文化の振興等、鳥獣被害の防止及び教育環境の整備に関する配慮規定を改正することとした。（第二一条～第二一条の三関係）

(五)　山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進等関係

移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等に関する配慮規定を新設するとともに、都市と山村の交流等に関する配慮規定の改正を行うこととした。（二一条の四～二一条の七関係）

(六)　その他

自然環境の保全及び再生並びに規制の見直しに関する配慮規定を新設することとした。（第二一条の八及び第二一条の九）